

○文部科学省令第十五号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十二日

文部科学大臣 下村 博文

学校法人会計基準の一部を改正する省令

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に、「消費収支計算及び消費収支計算書」を「事業活動収支計算及び事業活動収支計算書」に、「第三十七条・第三十八条」を「第三十七条―第三十九条」に、「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第四条第一号中「及び」を「並びに」に改め、「次に掲げる内訳表」の下に「及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書」を加え、同条第二号中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に、「消費収支内訳表」を「事業活動収支内訳表」に改める。

第二章中第十四条の次に次の一条を加える。

(活動区分資金収支計算書の記載方法等)

第十四条の二 活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

一 教育活動

二 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動

三 資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

2 活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

「第三章 消費収支計算及び消費収支計算書」を「第三章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書」に改める。

第十五条の見出し中「消費収支計算」を「事業活動収支計算」に改め、同条中「消費収入及び消費支出の内容及び」を「次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」

という。)を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の」に、「消費収支計算を行なう」を「事業活動収支計算を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

一 教育活動

二 教育活動以外の経常的な活動

三 前二号に掲げる活動以外の活動

第十六条の見出し中「消費収支計算」を「事業活動収支計算」に改め、同条第一項中「消費収入」を「事業活動収入」に改め、「帰属収入(「及び」いう。以下同じ。)」を計算し、当該帰属収入の額から当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額を控除して」を削り、同条第二項中「消費支出」を「事業活動支出」に改め、同条第三項中「消費収支計算は」を「事業活動収支計算は、前条各号に掲げる活動ごとに」に、「消費収入と消費支出」を「事業活動収入と事業活動支出」に、「行なう」を「行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行う」に改める。

第十七条中「消費収支計算を行なう」を「事業活動収支計算を行う」に改める。

第十八条の見出し中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に改め、同条第一項中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に、「消費収入の部及び消費支出の部」を「第十五条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部」に、「消費収入又は消費支出の科目ごとに、当該会計年度の」を「事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の」に改め、同条第二項を削る。

第十九条（見出しを含む。）中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に改める。

第二十条を次のように改める。

（当年度収支差額等の記載）

第二十条 第十五条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部に次に予算の額と対比して記載するものとする。

2 当該会計年度の経常収支差額（第十五条第一号に掲げる活動の収支差額に同条第二号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（經常収支差額に第十五条第三号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4 当該会計年度の基本金組入額は、基本金組入前当年度収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

5 当該会計年度の当年度収支差額（基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除した額をいう。以下同じ。）は、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

第二十一条の見出しを「（翌年度繰越収支差額）」に改め、同条第一項中「相互に加減した額」を「加算した額」に、「翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額」を「翌年度繰越収支差額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 当年度収支差額

二 前年度繰越収支差額（当該会計年度の前会計年度の翌年度繰越収支差額をいう。）

第二十一条第一項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項を削る。

第二十二条の見出し中「翌年度繰越消費収入超過額等」を「翌年度繰越収支差額」に改め、同条中「翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額」を「翌年度繰越収支差額」に、「当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額」を「当年度収支差額」に、「前条第一項の規定による加減の計算」を「前条の規定による計算」に改め、「当該金額を」を削る。

第二十三条の見出し中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に改め、同条中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に、「第四号様式」を「第五号様式」に改める。

第二十四条の見出し中「消費収支内訳表」を「事業活動収支内訳表」に改め、同条第一項中「消費収支内訳表」を「事業活動収支内訳表」に、「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に、「消費収入及び消費支出」を「事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額」に改め、同条第二項中「消費収支内訳表」を「事業活動収支内訳表」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改める。

第二十九条中「帰属収入」を「事業活動収入」に改める。

第三十二条中「基本金の部及び消費収支差額の部」を「及び純資産の部」に、「基本金又は消費収支差額」を「及び純資産」に改める。

第三十四条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 当該会計年度の末日において第三十条第一項第四号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載するものとする。

第三十五条中「第六号様式」を「第七号様式」に改める。

第三十六条中「第七号様式」を「第八号様式」に、「第八号様式」を「第九号様式」に、「第九号様式」を「第十号様式」に改める。

第三十九条を第四十条とする。

第三十八条の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条を第三十九条とする。

第三十七条中「都道府県知事を所轄庁とする学校法人」を「知事所轄学校法人」に、「知事所轄学校法人」というを「同じ」に改め、同条を第三十八条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(計算書類の作成に関する特例)

第三十七条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人(以下「知事所轄学校法人」という。)は、第四条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表(高等学校を設置するものにあつては、活動

区分資金収支計算書に限る。)を作成しないことができる。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

第一号様式から第十号様式までを次のように改める。

附 則

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 改正後の学校法人会計基準の規定は、平成二十七年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、平成二十八年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成二十六年（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、平成二十七年度）以前の会計年度に係るものについて、なお従前の例による。

別表第一 資金収支計算書記載科目（第10条関係）

収入の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授業料収入	聴講料、補講料等を含む。
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
手数料収入	入学検定料収入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試験料収入	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
	証明手数料収入	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
寄付金収入		土地、建物等の現物寄付金を除く。
	特別寄付金収入	用途指定のある寄付金をいう。
	一般寄付金収入	用途指定のない寄付金をいう。
補助金収入		
	国庫補助金収入	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
	地方公共団体補助金収入	

<p>資産売却収入</p>	<p>施設売却収入</p> <p>設備売却収入</p> <p>有価証券売却収入</p>	<p>固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。</p>
<p>付随事業・収益事業収入</p>	<p>補助活動収入</p> <p>附属事業収入</p> <p>受託事業収入</p> <p>収益事業収入</p>	<p>食堂、売店、寄宿舍等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。</p> <p>附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。</p> <p>外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。</p> <p>収益事業会計からの繰入収入をいう。</p>
<p>受取利息・配当金収入</p>	<p>第3号基本金引当特定資産運用収入</p> <p>その他の受取利息・配当金収入</p>	<p>第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。</p> <p>預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。</p>
<p>雑収入</p>	<p>施設設備利用料収入</p> <p>廃品売却収入</p>	<p>施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。</p>
<p>借入金等収入</p>		

前受金収入	長期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	短期借入金収入	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	学校債収入	
	翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。	
	授業料前受金収入	
	入学金前受金収入	
	実験実習料前受金収入	
	施設設備資金前受金収入	
	その他の収入	上記の各収入以外の収入をいう。
	第2号基本金引当特定資産取崩収入	
	第3号基本金引当特定資産取崩収入	
	(何)引当特定資産取崩収入	
	前期末未収入金収入	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。
	貸付金回収収入	
	預り金受入収入	
支出の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
人件費支出	教員人件費支出	教員（学長、校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。

	職員人件費支出	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	役員報酬支出	理事及び監事に支払う報酬をいう。
	退職金支出	
教育研究経費支出		教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
	消耗品費支出	
	光熱水費支出	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
	旅費交通費支出	
	奨学費支出	貸与の奨学金を除く。
管理経費支出		
	消耗品費支出	
	光熱水費支出	
	旅費交通費支出	
借入金等利息支出		
	借入金利息支出	
	学校債利息支出	
借入金等返済支出		
	借入金返済支出	

施設関係支出	学校債返済支出	
	土地支出	整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。
	建物支出	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む。
	構築物支出	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。
	建設仮勘定支出	建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう。
設備関係支出	教育研究用機器備品支出	標本及び模型の取得のための支出を含む。
	管理用機器備品支出	
	図書支出	
	車両支出	
	ソフトウェア支出	ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。
資産運用支出	有価証券購入支出	
	第2号基本金引当特定資産繰入支出	
	第3号基本金引当特定資産繰入支出	
	(何)引当特定資産繰入支出	
	収益事業元入金支出	収益事業に対する元入額の支出をいう。

その他の支出	貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出	収益事業に対する貸付金の支出を含む。
--------	---	--------------------

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。
- 5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

別表第二 事業活動収支計算書記載科目（第19条関係）

	科 目		備 考
	大 科 目	小 科 目	
事業活動収入の部	学生生徒等納付金	授業料	聴講料、補講料等を含む。
		入学金	
		実験実習料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
		施設設備資金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
	手数料	入学検定料	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
		試験料	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
		証明手数料	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
	寄付金	特別寄付金	施設設備寄付金以外の寄付金をいう。
		一般寄付金	用途指定のない寄付金をいう。
		現物寄付	施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。

教育活動収支

教育活動収支	経常費等補助金		施設設備補助金以外の補助金をいう。
		国庫補助金	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
		地方公共団体補助金	
	付随事業収入		
		補助活動収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
		附属事業収入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。
		受託事業収入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。
	雑収入		施設設備利用料、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
		施設設備利用料	
		廃品売却収入	売却する物品に帳簿残高がある場合には、売却収入が帳簿残高を超える額をいう。
	科 目		備 考
	大 科 目	小 科 目	
	人件費		
		教員人件費	教員（学長、校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
		職員人件費	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。

事業活動支出の部	教育研究経費	役員報酬	理事及び監事に支払う報酬をいう。
		退職給与引当金繰入額	
		退職金	退職給与引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度における退職金支払額と退職給与引当金計上額との差額を退職金として記載するものとする。
		教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。	
	消耗品費		
	光熱水費	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。	
	旅費交通費		
	奨学費	貸与の奨学金を除く。	
減価償却額	教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。		
管理経費			
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	減価償却額	管理用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。	

		徴収不能額等	徴収不能引当金繰入額 徴収不能額	徴収不能引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度において徴収不能となった金額と徴収不能引当金計上額との差額を徴収不能額として記載するものとする。
教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目		備 考
		大 科 目	小 科 目	
		受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。 預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。
		その他の教育活動外収入	収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
事業活動支出の部	科 目		備 考	
	大 科 目	小 科 目		
	借入金等利息	借入金利息 学校債利息		
	その他の教育活動外支出			
	科 目		備 考	
	大 科 目	小 科 目		
	資産売却差額		資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。	

特別収支	事業活動収入の部	その他の特別収入		
			施設設備寄付金	施設設備の拡充等のための寄付金をいう。
			現物寄付	施設設備の受贈額をいう。
			施設設備補助金	施設設備の拡充等のための補助金をいう。
			過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。
		科 目		備 考
		大 科 目	小 科 目	
事業活動支出の部	その他の特別支出	資産処分差額		資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。
			災害損失	
			過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

別表第三 貸借対照表記載科目（第33条関係）

資産の部				
科		目		備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目		
固定資産	有形固定資産			貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであつても使用中のものを含む。
		土地		
		建物		建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		構築物		プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品		標本及び模型を含む。
		管理用機器備品		
		図書		
		車両		
		建設仮勘定		建設中又は製作中の有形固定資産をい、工事前払金、手付金等を含む。
		特定資産		使途が特定された預金等をいう。
			第2号基本金引当特定資産	
			第3号基本金引当特定資産	
			(何)引当特定資産	

流動資産	その他の固定資産	借地権	地上権を含む。
		電話加入権	専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
		施設利用権	
		ソフトウェア	
		有価証券	長期に保有する有価証券をいう。
		収益事業元入金	収益事業に対する元入額をいう。
		長期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
		現金預金	
		未収入金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。
		貯蔵品	減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。
	短期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。	
	有価証券	一時的に保有する有価証券をいう。	
負債の部			
科		目	備 考
大 科 目	小 科 目		
固定負債	長期借入金		その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。

流動負債	学校債	同上
	長期未払金	同上
	退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
	短期借入金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
	1年以内償還予定学校債	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未払金	
	前受金	
預り金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。	
純資産の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
基本金	第1号基本金	第30条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第2号基本金	第30条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第3号基本金	第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第4号基本金	第30条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。

繰越収支差額	翌年度繰越収支差額	
--------	-----------	--

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び管理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

第一号様式（第12条関係）

資 金 収 支 計 算 書

年 月 日 から
年 月 日まで

（単位 円）

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入			
授業料収入			
入学金収入			
実験実習料収入			
施設設備資金収入			
(何)			
手数料収入			
入学検定料収入			
試験料収入			
証明手数料収入			
(何)			
寄付金収入			
特別寄付金収入			
一般寄付金収入			
補助金収入			
国庫補助金収入			
地方公共団体補助金収入			
(何)			
資産売却収入			
施設売却収入			
設備売却収入			
有価証券売却収入			
(何)			
付随事業・収益事業収入			
補助活動収入			
附属事業収入			
受託事業収入			
収益事業収入			

(何)			
受取利息・配当金収入			
第3号基本金引当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金収入			
雑収入			
施設設備利用料収入			
廃品売却収入			
(何)			
借入金等収入			
長期借入金収入			
短期借入金収入			
学校債収入			
前受金収入			
授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
(何)			
その他の収入			
第2号基本金引当特定資産取崩収入			
第3号基本金引当特定資産取崩収入			
(何)引当特定資産取崩収入			
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
(何)			
資金収入調整勘定	△	△	
期末未収入金	△	△	
前期末前受金	△	△	
(何)	△	△	
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			

支出の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
人件費支出				
	教員人件費支出			
	職員人件費支出			
	役員報酬支出			
	退職金支出			
	(何)			
教育研究経費支出				
	消耗品費支出			
	光熱水費支出			
	旅費交通費支出			
	奨学費支出			
	(何)			
管理経費支出				
	消耗品費支出			
	光熱水費支出			
	旅費交通費支出			
	(何)			
借入金等利息支出				
	借入金利息支出			
	学校債利息支出			
借入金等返済支出				
	借入金返済支出			
	学校債返済支出			
施設関係支出				
	土地支出			
	建物支出			
	構築物支出			
	建設仮勘定支出			
	(何)			
設備関係支出				
	教育研究用機器備品支出			
	管理用機器備品支出			

図書支出			
車両支出			
ソフトウェア支出			
(何)			
資産運用支出			
有価証券購入支出			
第2号基本金引当特定資産繰入支出			
第3号基本金引当特定資産繰入支出			
(何)引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			
(何)			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			
[予備費]	()		
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

管理経費支出																				
消耗品費支出																				
光熱水費支出																				
旅費交通費支出																				
(何)																				
借入金等利息支出																				
借入金利息支出																				
学校債利息支出																				
借入金等返済支出																				
借入金返済支出																				
学校債返済支出																				
施設関係支出																				
土地支出																				
建物支出																				
構築物支出																				
建設仮勘定支出																				
(何)																				
設備関係支出																				
教育研究用機器備品支出																				
管理用機器備品支出																				
図書支出																				
車両支出																				
ソフトウェア支出																				
(何)																				
計																				

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 4 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

人 件 費 支 出 内 訳 表

年 月 日 から
年 月 日まで

（単位 円）

科 目	部 門	学校 法人	(何)大学			(何) 幼稚園	研究 所	(何) 病院		総額
			(何) 学部		計					
教員人件費支出										
本務教員										
本俸										
期末手当										
その他の手当										
所定福利費										
(何)										
兼務教員										
職員人件費支出										
本務職員										
本俸										
期末手当										
その他の手当										
所定福利費										
(何)										
兼務職員										
役員報酬支出										
退職金支出										
教 員										
職 員										
(何)										
計										

(注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。

2 どの部門の支出であるか明らかでない人件費支出は、教員数又は職員数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第四号様式（第14条の2関係）

活動区分資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	金 額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		経常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
		(何)	
		教育活動資金収入計	
	支出	人件費支出	
		教育研究経費支出	
		管理経費支出	
		教育活動資金支出計	
		差引	
	調整勘定等		
	教育活動資金収支差額		
施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		施設整備等活動資金収入計	
	支出	施設関係支出	
		設備関係支出	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		(何)	
		施設整備等活動資金支出計	
		差引	
	調整勘定等		
	施設整備等活動資金収支差額		
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)			

		科 目	金 額
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		小計	
		受取利息・配当金収入	
		収益事業収入	
		(何)	
		その他の活動資金収入計	
	支出	借入金等返済支出	
		有価証券購入支出	
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		収益事業元入金支出	
		(何)	
		小計	
		借入金等利息支出	
		(何)	
		その他の活動資金支出計	
差引			
調整勘定等			
その他の活動資金収支差額			
支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)			
前年度繰越支払資金			
翌年度繰越支払資金			

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定（期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等）に調整勘定に関連する資金収入（前受金収入、前期末未収入金収入等）及び資金支出（前期末未払金支払支出、前払金支払支出等）を相互に加減した額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
事業活動収入の部	教育活動収入	学生生徒等納付金			
		授業料			
		入学金			
		実験実習料			
		施設設備資金			
		(何)			
		手数料			
		入学検定料			
		試験料			
		証明手数料			
		(何)			
		寄付金			
		特別寄付金			
		一般寄付金			
		現物寄付			
		経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金			
		(何)			
		付随事業収入			
		補助活動収入			
		附属事業収入			
		受託事業収入			
		(何)			
		雑収入			
		施設設備利用料			
		廃品売却収入			
(何)					
教育活動収入計					
		科 目	予 算	決 算	差 異
		人件費			
		教員人件費			
		職員人件費			

事業活動支出の部	役員報酬				
	退職給与引当金繰入額				
	退職金				
	(何)				
	教育研究経費				
	消耗品費				
	光熱水費				
	旅費交通費				
	奨学費				
	減価償却額				
	(何)				
	管理経費				
	消耗品費				
	光熱水費				
	旅費交通費				
	減価償却額				
	(何)				
	徴収不能額等				
	徴収不能引当金繰入額				
	徴収不能額				
教育活動支出計					
教育活動収支差額					
教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金			
		第3号基本金引当特定資産運用収入			
		その他の受取利息・配当金			
		その他の教育活動外収入			
		収益事業収入			
		(何)			
	教育活動外収入計				
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息			
		借入金利息			
		学校債利息			
		その他の教育活動外支出			
		(何)			
教育活動外支出計					
教育活動外収支差額					
経常収支差額					

		科 目	予 算	決 算	差 異
特別 収 入	事業 活 動 収 入 の 部	資産売却差額			
		(何)			
		その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別収入計			
				科 目	予 算
特別 支 出	事業 活 動 支 出 の 部	資産処分差額			
		(何)			
		その他の特別支出			
		災害損失			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別支出計			
特別収支差額					
〔予備費〕			()		
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計			△	△	
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					
(参考)					
事業活動収入計					
事業活動支出計					

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

特別 収支	(何)											
	特別収入計											
事業 活動 支出 の部	資産処分差額											
	(何)											
	その他の特別支出											
	災害損失											
	過年度修正額											
	(何)											
	特別支出計											
特別収支差額												
基本金組入前当年度収支差額												
基本金組入額合計		△	△	△	△	△	△	△				△
当年度収支差額												
(参考)												
事業活動収入計												
事業活動支出計												

(注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。

2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

4 どの部門の事業活動収入又は事業活動支出であるか明らかでない事業活動収入又は事業活動支出は、教員数又は在籍者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

資産の部				
	科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産				
有形固定資産				
土地				
建物				
構築物				
教育研究用機器備品				
管理用機器備品				
図書				
車両				
建設仮勘定				
(何)				
特定資産				
第2号基本金引当特定資産				
第3号基本金引当特定資産				
(何)引当特定資産				
その他の固定資産				
借地権				
電話加入権				
施設利用権				
ソフトウェア				
有価証券				
収益事業元入金				
長期貸付金				
(何)				
流動資産				
現金預金				
未収入金				
貯蔵品				
短期貸付金				
有価証券				
(何)				
資産の部合計				

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
(何)			
流動負債			
短期借入金			
1年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
(何)			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

注記 重要な会計方針

重要な会計方針の変更等

減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額

翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

固定資産明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科 目		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形固定資産	土地							
	建物							
	構築物							
	教育研究用機器備品							
	管理用機器備品							
	図書							
	車両							
	建設仮勘定							
	(何)							
	計							
特定資産	第2号基本金引当特定資産							
	第3号基本金引当特定資産							
	(何)引当特定資産							
	計							
その他の固定資産	借地権							
	電話加入権							
	施設利用権							
	ソフトウェア							
	有価証券							
	収益事業元入金							
	長期貸付金							
	(何)							
	計							
合 計								

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
- 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額（その額が3,000万円を超える場合には、3,000万円）を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

借入金明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

借入先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要	
長期借入金	公的金融機関	(何)							
		(何)							
		小計							
	市中金融機関	(何)							
		(何)							
		小計							
	その他	(何)							
		(何)							
		小計							
	計								
	短期借入金	公的金融機関	(何)						
			(何)						
小計									
市中金融機関		(何)							
		(何)							
		小計							
その他		(何)							
		(何)							
		小計							
返済期限が1年以内の長期借入金									
計									
合計									

- (注) 1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。
 2 同一の借入先について複数の契約口数がある場合には、借入先別に一括し、利率、返済期限、借入金の使途及び担保物件の種類について要約して記載することができる。

基 本 金 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘 要
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入高				
(何)				
計				
当期取崩高				
(何)	△	△		
計	△	△		
当期末残高				
第2号基本金				
前期繰越高	——		——	
当期組入高	——		——	
(何)	——		——	
計	——		——	
当期取崩高	——		——	
(何)	——	△	——	
計	——	△	——	
当期末残高	——		——	
第3号基本金				
前期繰越高	——		——	
当期組入高	——		——	
(何)	——		——	
計	——		——	
当期取崩高	——		——	
(何)	——	△	——	
計	——	△	——	
当期末残高	——		——	
第4号基本金				
前期繰越高				
当期組入高				

当期取崩高	△	△		
当期末残高				
合 計				
前期繰越高	_____			
当期組入高	_____			
当期取崩高	_____	△		
当期末残高	_____			

(注) 1 この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。

2 当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第3号基本金以外の基本金については、当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が前期繰越高の100分の1に相当する金額（その金額が、3,000万円を超える場合には、3,000万円）を超えない場合には、資産の種類等により一括して記載することができる。

3 要組入高の欄には、第1号基本金にあつては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第4号基本金にあつては第30条第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。

4 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

備考

第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画等を記載した表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。

様式第一の一

第2号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
計		

(注) 計画が1件のみの場合は本表の作成を要しない。

様式第一の二

第2号基本金の組入れに係る計画表

番号：

(単位 円)

計画の名称						
固定資産の取得 計画及び基本 組入計画の決定 機関及び決定年 月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘 要		
固定資産の取得 計画及びその実 行状況	取得予定固定資産 (種類)	取得予定年度	取得年度	取得額	第2号基本金か ら第1号基本金 への振替額	摘 要
				計	計	
基本金組入計画 及びその実行状 況	組入計画年度	組入予定額	組入額	摘 要		
				計	計	第2号基本金当期末残高

(注) 1. 取得予定固定資産の所要見込総額を、当該摘要の欄に記載する。

2. 組入予定額及び組入額は、組入計画年度ごとに記載する。

様式第二の一

第3号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位 円)

番号	基金の名称	第3号基本金引当特定 資産運用収入	第3号基本金当期末残高
計			

(注) 計画が1件のみの場合は本表の作成を要しない。

様式第二の二

第3号基本金の組入れに係る計画表

番号：

(単位 円)

基金の名称 (目的)				
基金の設定計画 及び基本金組入 計画の決定機関 及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘 要
基金を運用して 行う事業				
基本金組入計画 及びその実行状 況	組入目標額			
	組入計画年度	組入予定額	組入額	摘 要
		計	計	

(注) 1. この計画表は、組入額が組入目標額に達するまでの間、作成する。

2. 組入予定額及び組入額は、組入計画年度ごとに記載する。

様式第二の三

第3号基本金の組入れに係る計画表

番号：

(単位 円)

基金の名称	基金設定計画の 当初決定の年月日	基金の期首額	運用果実の 事業使用残額	特別寄付金の額	基金の期末額	摘 要

(注) この計画表は、当年度の基本金組入額が、基金の運用果実の事業使用残額又は学校法人の募集によらない特別寄付金の額のみである場合に、様式第二の二に代えて作成することができる(ただし、当該基金の設定後初めて作成するときを除く。)